

長 浜 市 ス ポ ー ツ 少 年 団 設 置 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、長浜市スポーツ少年団設置に関することを定める。

第 2 条 長浜市スポーツ少年団（Nagahama Junior Sport Club Branch略称N J S B）は長浜市内の地区、単位スポーツ少年団をもって構成し、それを代表する組織体とする。

2 地区スポーツ少年団は、同一通学区域に居住する団員をもって構成され、1地区1スポーツ少年団を原則とする。

3 単位スポーツ少年団は、競技種目別団体の傘下にあるスポーツ少年団および広域に住居を有する団員をもって構成する組織とする。

第 2 章 目 的

第 3 条 長浜市スポーツ少年団（以下「本少年団」という）は、長浜市内地区単位スポーツ少年団の連携を強化し、スポーツ少年団の普及と育成および活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 4 条 本少年団は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- ① スポーツ少年団の組織育成と援助に関すること。
- ② スポーツ少年団の登録に関すること。
- ③ スポーツ少年団指導者、リーダーの養成ならびに研修に関すること。
- ④ スポーツ少年団の全市的事業に関すること。
- ⑤ 指導者組織の機能強化と交流活動等の連絡調整に関すること。
- ⑥ 各種大会への派遣と奨励援助に関すること。
- ⑦ その他、目的達成に必要な事項に関すること。

第 4 章 登 録

第 5 条 地区、単位スポーツ少年団の本少年団への加入は、長浜市および滋賀県ならびに日本スポーツ少年団への登録をもって行なう。

2 前項の登録は、毎年度これを更新するものとする。

3 登録されている指導者および団員は、すべてスポーツ安全保険に加入するものとする。

第 6 条 登録の認定ならびに取消、その他登録に関しては別に定める。

第5章 代議員会

- 第7条 単位、地区スポーツ少年団は、団体ごとに代議員1名を選出する。
- 2 前条のほか本少年団本部長は、必要に応じて地区スポーツ少年団事務担当者を含む若干名の代議員を指名することができる。
- 第8条 代議員会は代議員をもって構成し、スポーツ少年団の定める事業および業務に関する重要事項を審議する。また、代議員会をもって総会とする。
- 2 代議員会は毎年1回以上開催し、本部長がこれを召集し、議長となる。
- 3 常任委員もしくは代議員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は代議員会を召集しなければならない。
- 4 代議員が代議員会に出席できないときは、その所属する少年団から代理人を出席させ、議決権を行使することができる。

第6章 役員

第9条 本少年団に次の役員をおく。

- | | |
|--------------------|-----|
| ①本部長 | 1名 |
| ②副本部長 | 若干名 |
| ③常任委員 | 若干名 |
| ④指導者代表（常任委員を兼ねる） | 1名 |
| ⑤女性指導者代表（常任委員を兼ねる） | 1名 |
| ⑥顧問 | 若干名 |
| ⑦監事 | 若干名 |
| ⑧参与 | 若干名 |

第10条 本部長、副本部長は、代議員会で推挙する。

- 2 本部長は、長浜市スポーツ少年団を代表し、会務を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理または代行する。

第11条 常任委員は、代議員会において選出し、本部長がこれを委嘱する。

- 2 常任委員会は、本部長、副本部長および常任委員をもって組織し、本部長の召集のもとに本少年団の団務を審議執行する。

第12条 監事は、代議員会において選出し、本部長がこれを委嘱する。

- 2 監事は、少年団の会務および会計の監査にあたる。

第13条 本少年団に顧問および参与を若干名おくことができる。

- 2 顧問は本部委員会で推挙し、本部長が委嘱する。
- 3 顧問は重要な会務に参画するとともに、本部長および常任委員の諮問に応ずる。
- 4 参与は小体連および中体連の代表者（長浜）、長浜市スポーツ振興課の代表ならびにスポーツ少年団から推挙するものをもって充て、常任委員会の諮問に応ずる。

- 第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合はそれぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。
 - 4 役員は、本少年団の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または、特別の事情のある場合は、その任期中であっても、代議員会の議決により解任することができる。

第15条 すべての会議は、議事録を作成し、これを保存する。

第7章 専門部会

- 第16条 本少年団には、常任委員会の議決を経て、必要な専門部会を設けることができる。
- 2 専門部会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第8章 会計

第17条 本少年団の会計は、次の収入をもってまかなう。

①登録料 ②寄付金 ③補助金 ④その他の収入

第18条 本少年団の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。本少年団の会計は、毎年終了後に監査を行い、代議員会に報告し、承認を受けなければならない。

第9章 事務局

第19条 本少年団に事務局をおく。

- 2 事務局は、公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団（長浜市民体育館内）におく。
- 3 事務局長、副事務局長と事務局員は、本部長が選任し委嘱する。

第10章 補則

第20条 本少年団は、長浜市スポーツ協会に加盟するものとする。

付 則 この規程は、長浜市教育委員会の設立許可を得た日から施行する。

| | |
|------------------|------|
| 平成 19 年 4 月 25 日 | 一部改正 |
| 平成 21 年 5 月 30 日 | 一部改正 |
| 平成 24 年 5 月 25 日 | 一部改正 |
| 平成 29 年 4 月 22 日 | 一部改正 |
| 平成 30 年 4 月 21 日 | 一部改正 |
| 平成 31 年 4 月 20 日 | 一部改正 |